

政策統括官 恩給担当

政策統括官

統計企画管理官
統計審査官
統計調整官
国際統計管理官
恩給管理官

Mission 恩給は、かつて身体、生命を捧げて国家のために尽くされた旧軍人等とその遺族を対象とした、国家補償を理念とする年金制度です。恩給は、これらの方々の生活を支えとなっていることから、政策統括官(恩給担当)では、受給者への適正な支給などに努めています。

恩給制度の概要

恩給制度は、明治8年4月、佐賀の乱、台湾出兵等を背景に、これらの鎮圧等により負傷し、罹病し又は死亡した陸軍人やその遺族を対象として発足したわが国で最も古い年金制度です。

旧軍人以外の文官等の年金は、昭和34年に国家公務員共済組合法が施行されたこと等により、恩給制度から共済年金制度に移行しました。

現在、恩給受給者数は92千人で、その大半は、先の大戦において、国の命令で軍務に服し、身体、生命を捧げて国のために尽くした旧軍人やその遺族です。

恩給受給者の平均年齢は95.2歳(令和5年3月末)となっています。

恩給年額は、国民年金の引上率を用いて改定する仕組みとなり、これにより適正な水準を確保しています。

| 区分 | 受給者数 |
|----------|-----------|
| 本人に対する給付 | 1千人(159人) |
| 遺族に対する給付 | 90千人(2千人) |
| 計 | 92千人(2千人) |

(注)受給者数は、令和6年度予算人員。()は一般文官で内数

恩給業務の概要

恩給請求(主に遺族からの請求)等に対し、迅速かつ適正な処理を行うとともに、受給者に対して正確・確実な支給を行っています。

また、恩給受給者の高齢化が著しいことを踏まえ、親切・丁寧な対応に努めています。

Topic 恩給年額の改定について

恩給年額は、毎年度、国民年金の改定率によって改定されます。ただし、国民年金が引き下げられる場合であっても、恩給は国家補償の性格を尊重する趣旨から引き下げない仕組みとなっています。

令和6年度の国民年金の改定率の改定に伴い、令和6年度の恩給年額は2.7%の引上げとなりました。令和5年度と比較した主な恩給年額及び改定額は以下の表のとおりです。

主な恩給年額

| 恩給の種類 | | 令和5年度額 | 令和6年度額 | 改定額 | |
|-------|---------------|--------------|-----------|---------|--------|
| 本人へ給付 | 普通恩給の最低保障額 | (円) | (円) | (円) | |
| | 長期在職者※1 | 1,132,700 | 1,163,300 | 30,600 | |
| | 短期在職者※1 | 実在職年9年以上 | 849,500 | 872,400 | 22,900 |
| | | 実在職年6年以上9年未満 | 679,600 | 697,900 | 18,300 |
| 遺族へ給付 | 普通扶助料の最低保障額 | | | | |
| | 長期在職者 | 792,000 | 813,400 | 21,400 | |
| | 短期在職者 | 実在職年9年以上 | 594,000 | 610,000 | 16,000 |
| | | 実在職年6年以上9年未満 | 475,200 | 488,000 | 12,800 |
| | 公務扶助料※2の最低保障額 | 1,814,000 | 1,863,000 | 49,000 | |

※1:長期在職者とは実在職年の年数が最長恩給年限以上の者を、短期在職者とは実在職年の年数が最長恩給年限未満の者を、それぞれ指す。
※2:公務扶助料は公務に起因する傷病により、死亡した者の遺族(戦没者の遺族が代表例)に対する給付。

公害等調整委員会

公害等調整委員会

総務課
審査官

Mission 公害等調整委員会は、
(1)調停や裁定などによって公害紛争の迅速・適正な解決を図ること(公害紛争処理制度)
(2)鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ること(土地利用調整制度)を主な任務とする行政委員会です。

公害紛争の迅速・適正な解決

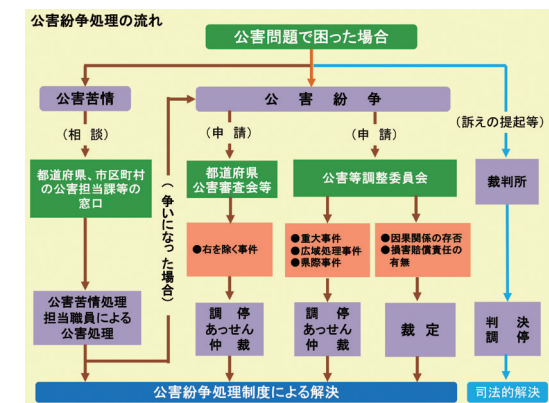
【「公害」とは?】

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生じることと定義されています。

【公害紛争処理制度の仕組み】

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、「公害紛争処理法」により公害紛争処理制度が設けられ、公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会が、各都道府県には公害審査会等が置かれています。

このような公害紛争処理機関とは別に公害苦情を迅速・適正に解決するために、都道府県及び市区町村には公害苦情相談窓口が設けられています。



【公害紛争処理手続の種類】

公害紛争処理制度には、「裁定」、「調停」等の手続があります。このうち、裁定は、加害行為と被害との因果関係の存否(原因裁定)や損害賠償責任(責任裁定)に関し、法律判断を行うことによって、また、調停は、公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。

鉱業等に係る土地利用の調整

鉱物の掘採、岩石や砂利の採取などをしようとするときは、経済産業大臣や都道府県知事等の許認可を受けることが必要です。公害等調整委員会では、これらの許認可などの処分に対する不服がある者からの申請について、不服の裁定を行い、一般公益や他の産業との調整を図ります。

Topic 手続のIT化

令和5年4月から、公害紛争処理手続における書面等の電子提出の範囲が拡大しました。また、令和6年4月からは、審問期日等へのウェブ会議方式による参加が可能となりました。詳細は、当委員会ホームページをご覧ください。

公式X(旧Twitter)アカウントでも随時情報を発信しますので、フォローをお願いします。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/application_guide.html#heading04



X @MIC_kouchoi

